申告相談日程

町中春夕				町山合々
			町内会名	町内会名
112 🗖 🗇			(午前9時から午前11時30分)	(午後1時から午後4時)
2月	13 日	*	小坂	太田川
	14 日	金	前田・泉田上	泉田中・泉田下
	17日	月	板橋	板橋南
	18日	火	鳥取	内谷西・内谷東
	19日	水	貝田	
	20 日	*	大木戸	高城・山根
	21 日	金	光明寺	大坂
	24 日	月	鶉町・上野・滝山	源宗山(西・東・北)
	25 日	火	山崎北・小林・山崎舘	山崎(小舘・宮舘)・宮前
	26 日	水	山崎沢田	山崎耕谷
	27 日	*	石母田(東・表・北)	石母田原・石母田西
	28日	金	駅前・錦町	大町南
3月	3 日	月	大町北・本町	宮町(南・北)・藤田宮前
	4 日	火	藤田光陽・町東	宮東
	5日	水	原町	中部
	6日	木	並柳	築舘・北部
	7日	金	川内	
	10 日	月	森江野第 1	森江野第 2
	11日	火	森江野第 3	森江野第 4
	12 日	水	徳江北	森江野第7
	13 日	*	森江野第8	森江野第 9
	14 日	金	森江野第 10・第 11	森江野第 12
	17日	月	予何	莆 日

「確定申告書作成コーナー」

相談会場(控え室)に設けます

- () 給与や年金所得の還付申告等の場合、カン タンに申告書ができあがります。不明な点は、 専任スタッフによる操作サポートがあります。 お待ち頂く時間も短縮されますので、ご利用を オススメします。
- 日中多忙な方は、国税庁ホームページ「確 **定申告書作成コーナー**」から確定申告書の作成 ができます。(申告書は、郵送等により税務署 へ提出願います。)
- e-TAX(国税電子申告・納税システム)に より、インターネット環境を利用して確定申告 が可能です。
- ①会場に出向くことなく、相談会場開設期間前 より、一部のメンテナンス時間を除き、24時間 ご利用できます。
- ②申告書郵送の手間が要りません。

準備するもの

- a) 住民基本カード(注1)
- b) 電子証明書(注1)
- c) IC カードリーダ (注 2)

※混雑を避けるため、指定期日に 申告相談されるようご協力をお願 いします。なお、当日都合の悪い 方は期間中の都合の良い日に申告 してください。

※車でおいでになる場合、十分な 駐車場を確保できませんので、ご 了承願います。

※税務署(会場「ウィル福島」福 島市卸町)で申告される方や税務 署から案内を受けている方は国見 町で申告相談する必要はありませ ん。ご自身で申告書を作成される 方は、申告相談を受けることなく、 郵送または持参により提出が可能 です。※下記の方は「簡易申告書」 を提出願います。

①無収入の方。

②収入が、遺族(障害)年金、雇 用保険(失業給付金)に限る方。 申告相談は不要となります。

提出先:申告会場若しくは税務課

(1階執務室)

(注1)発行手数料は、各500円となります。 発行担当課: 住民生活課 585-2115

(注2) 電器店でお求めください。 価格 2,000 円から 3.000 円程度。

詳しくは、国税庁ホームページからご確認くださ

所得税に関する改正点

①復興特別所得税が、平成25年分所得から対 象となります。

復興所得税の算式

- =基準所得税額× 2.1%
- ②平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制 度の対象者が拡大されています。

事業所得、不動産所得等を生ずべき業務を行 う全ての方について対象となります。



所得税・住民税の 申告相談

◆期間 2月13日本から3月17日月 ◆会場 観月台文化センター 3階 (研修室 第1・第2)

町では、2月13日から3月17日までの間、町県 民税・所得税の申告相談を行います。

この申告は、昨年1月から12月までの所得を申 告していただくもので、平成26年度の町県民税や国 民健康保険税などの課税の基礎となります。

申告相談には「確定申告書(封筒)」または、町か ら送付された「所得申告相談について (案内葉書)」 などの必要書類を持参し、期限内に申告してくださ

申告が必要な方

税務署からの「確定申告書案内(封筒・葉書)」お よび町からの「案内葉書」が届いていない場合でも、 次に該当する方は申告が必要となります。

- ①「農業、営業などの事業を営んでいる」「地代、家 賃、配当などの所得がある」
- ②給与所得者の場合は「給与の年収額が 2,000 万円 を超える」「給与の他に所得がある」「2ヶ所以上か ら給料をもらっている」「年末調整ができなかった」
- ③「公共事業のために十地や建物」を譲渡したこと により、所得が出ない」場合など

申告相談に持参するもの

I 収入・必要経費のわかるもの

①事業者の方⇒収支内訳書

- ◎農業をされている方:農産物の収入金の証明書な ど1年間の収入のわかるもの。水稲・果樹などの受 取共済金明細書または支払共済金の領収書。大農具 等平成25年中に購入された方はその領収書。雇人及 び作業委託がある場合はその領収書(ライスセンター
- ◎営業(商売)等をされている方:1年間の売上げ、 仕入れ、経費等の**諸帳簿、領収書、契約書等**

- ②事業者で東京電力から補償金を受け取った方⇒ 補償通知書等、補償内容がわかるもの
- ③十地・建物等の譲渡があった場合には、売買契 約書または買取証明書等
- ④給与やパート等及び年金受給者の方は、源泉徴 収票または支払証明書等

Ⅲ 所得から控除するための証明書など

- ①牛命保険や個人年金保険料(10年以上の掛け金) の控除証明書
- ②地震保険料等の支払証明書
- ③国民年金保険料の控除証明書
- ④医療費控除を受ける方(支払った医療費が10 万円または所得の5%を超えた場合)はその領収 書及び介護保険制度に基づくサービスを受けられ た方はその利用料等の領収書
- ⑤雑損控除を受ける方は被害を受けた資産の取得 価格・取得時期のわかるもの、被害を受けた資産 の修繕費・取壊し費用などのわかるもの、被害を 受けた資産について受け取る保険金額のわかるも
- ⑥繰越控除を受ける方は、平成24年分の確定申 告書等、繰越損失額のわかるもの⑦その他必要と 認められる書類

11 10